

議会運営委員会協議題

令和8年5月26日（火）

午前9時30分～ 第2委員会室

1 6月定例会提出議案の概要について

2 放課後児童クラブの利便性向上を求める決議(案)について（資料No.1）

[令和会提案]

※ 会派に持ち帰り、会派の意向（賛否等）を6月5日（金）までに
議会局へ申し出る。

3 一宮市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

（資料No.2）

4 その他

（1）6月定例会開会日＜6月5日（金）＞の日程について

- ・ 開会 ～ 会期決定 ～ 6月定例会提出議案上程、提案理由説明 ～ 散会
- ・ 散会后；表彰状伝達（渡辺(之)議員… 議員30年）

（八木議員…議員20年）

（彦坂議員、井上議員… 議員15年）

；感謝状伝達（則竹議員）

（2）その他

放課後児童クラブの利便性向上を求める決議(案)

放課後児童クラブでは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の授業の終了後等に児童館などを利用して児童を預かるとともに、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図っている。

本市では放課後児童クラブが 60 か所開設されており、その開所日は祝・休日、年末年始を除く月曜日から土曜日、開所時間については、下校後から午後 7 時まで、また土曜日と夏休みなどの学校休校日では、午前 7 時 30 分から午後 7 時までの、児童 1 人につき、月額 7,000 円、8 月にあっては 9,000 円で利用することができる。

昨今では、少子化により児童数は減っているものの共働き家庭が増え、その利用率は年々高まっており、兄弟姉妹のいる世帯では、同時に入所することも珍しくない。一方、長期化する物価高の影響が様々な人たちに及んでおり、特に子育て世帯については、物価高による日々の生活費への影響は大きく、併せて放課後児童クラブの利用手数料の負担も鑑み、兄弟姉妹による同時入所を躊躇せざるを得ない。

よって、本市議会は、少子化対策及び物価高対策として、放課後児童クラブに同時入所する 2 人目以降にかかる利用手数料の減額を図ることについて、速やかに実施するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 8 年 6 月 日

一 宮 市 議 会

令和8年3月27日

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市議会
議長 則竹 安郎

一宮市議会規程第1号

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程
一宮市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年一宮市議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の一宮市議会議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (6)～(15) 略 (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号 (17) 略	(個人識別符号) 第3条 略 (1)～(4) 略 (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号 (6)～(15) 略 (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第201条の2第1項に規定する被保険者番号等 (17) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程中、第3条第16号の改正規定は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)第14条の規定の施行の日から、第3条第5号の改正規定は令和8年6月14日から施行する。